

理由

最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化並びに排他的経済水域等における水産資源の減少に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫が、平成十九年度末までの間、一定の要件に該当する水産加工施設の改良、その施設の利用のための特別の費用の支出等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を特別に行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。